

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和 2 年国勢調査に基づく人口の推移をみると、昭和 35 (1960) 年には、12,655 人であった人口が、令和 2 (2020) 年には、7,720 人へと 60 年間で、4,935 人、割合では 39.0%減少している。

65 歳以上の高齢者の人口は、2,855 人で高齢化率は、37.0%と全国平均や県内平均よりも高い数字となっており、生産年齢人口は、3,910 人で全体の 50.6%である。

産業別就労者数でみると、第 3 次産業が約 50%を占め、その第 3 次産業についても、民間企業の縮小や撤退によって総数が減少傾向にあり、商店街の空き店舗の増加など、空洞化の傾向にある。

少子高齢化や労働人口の減少、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い先端設備等へ一新させ、衰退・縮小傾向にある中小企業者・小規模事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の向上を図ることが求められている。

(2) 目標

本計画の策定により、生産性の高い先端設備等を導入し、労働生産性の向上を図る中小企業者・小規模事業者を後押しすることで、本町経済の活性化を図るとともに新たな雇用の場の創出など、「魅力的で働きがいのある仕事を持てる郷いなみ」の創造を目指す。

これを実現するための目標として、本計画期間中に 2 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、本町経済の活性化を図るため、対象とする設備は限定せず、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、本町経済の活性化を図るため、対象地域は限定せず、印南町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、本町経済の活性化を図るため、対象業種・事業は限定せず、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は、認定の対象としない。

(2) 設備導入に伴う人員増がある場合、労働生産性の評価に当たって不利にならないよう配慮する。

(3) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係があると認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(4) 町税滞納者及び町税未申告者による先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。

(5) その他、先端設備等の導入の促進に際し、配慮が必要と認められる事項については、町長が別に定める。